

法務省発表 平成 23 年難民認定者数等について

法務省は 2 月 24 日、2011 年の難民認定数等について発表しました。

難民条約に加盟して昨年で 30 年になり、30 年間で約 1 万人以上の方が難民申請していますが、認定されたのはわずか約 600 人です。

2008 年からは、毎年 1000 人以上が難民申請しています。2008 年からでも最低の認定数です。マスコミの報道も申請者が増えていることのみ扱っており、「少ない認定数」についての説明はありませんでした。

「人道支援」ができる国に変えていくのは市民の力にかかっていると感じています。

[平成 23 年における難民認定者数等について](#) (法務省)

★ 過去最高の難民申請数、最低の難民認定数

難民申請数は 1867 人で過去最高です。

3 月の震災や原発事故、不況の中で申請者が減るかと思っていきましたが、逆に増えています。このうち 29% の 540 人が「再申請者」というのも申請数が増えた原因と思います。

難民審査数 2119 人中、認定数は 21 人ですが、異議申し立てで認定された方が 14 人いるので、難民審査官が認定した人はわずかに 7 人なります。ほとんど認定されず「難民鎖国」はひどくなっています。この 7 人の中には裁判で勝った方も含まれているのもっと少ない認定者になり、認定率は過去最低の 0.3%！ です（欧米では約 20～50%が多い）。

1 次審査が 6 か月以内に短縮されたことを発表していましたが、審査基準が「あきらかな国からの迫害」以外は、短期間の間に不認定になっています。

私たちの支援しているスリランカ難民は申請数が第 3 位と多いにもかかわらず、ほとんど認定されていません。政情不安で国家の形態も不安定なアフリカ各国の難民も同様です。

★ 長引く 2 次審査（異議申し立て）、増え続ける不認定

異議申し立て者が昨年の 2 倍の 1719 人になっています。

認定者がわずか 7 人では、異議申し立てをせざるを得ず、その結果参与員の審議数が 2 倍の 880 人になっていますが、このペースですと、2012 年の異議申し立ての処理をするのに 2 年はかかってしまいます。

1 次審査は短縮されても 2 次審査で 2 年もかかってしまうのでは、この期間難民たちはどのように生活していったらよいのでしょうか？

異議申し立てをしても「認定」された人はわずか 14 人です。

それでも「難民」として保護を求めている人たちは、やむなく「再申請」をしているのでは

ないでしょうか？

★ UNHCR が規定する難民認定ガイドラインに沿って、新たな難民認定制度を

難民認定制度の運用にあたっては「UNHCR 等との連携を強化し」と始めて書かれていました。「連携の強化」については歓迎しますが、今年の結果の中に「連携の強化」が生かされたのでしょうか？

人権先進国が活用している UNHCR が発行している「難民認定基準ハンドブック」（難民認定のガイドライン）が生かされることを切に願います。

増えていく難民申請者や異議申し立て者を考えると、30 年経った「日本の難民認定制度」を見直すときにではないでしょうか？

RAFIQ のような小さな NGO では、増えていく難民を支えきれいていません。

どこの支援もない本当の「難民」たちが、“人間”として生きていけるような支援の輪も広げていかなければと思っています。

2012 年 2 月 28 日

RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）